

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会全員協議会運営
規程

平成27年8月18日

議会告示第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第1号）第105条第4項に規定する全員協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 議長は、議会運営上必要と認めた場合、若しくは管理者から協議会の開催要請があった場合は、速やかに協議会を招集する。

2 招集は、文書によらなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議)

第3条 会議は、議長が総理し、座長となる。ただし、議長に事故あるとき、又は欠けたときは、副議長が行う。

2 協議会は、全議員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の発言は、すべて座長の許可を得なければならない。

4 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(議員以外の出席)

第4条 議長が必要と認めたとき、又は管理者の要請があったときは、議員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(公開)

第5条 協議会は、公開する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(傍聴)

第6条 協議会の傍聴は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会傍聴規則（平

成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会規則第2号)の例による。

(秘密会)

第7条 協議会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 協議会を秘密会とする座長又は議員の発議については、討論を用いずに会議に諮って決める。

(記録)

第8条 議長は、職員に協議会の概要等必要な事項を記載した記録を作成させ、これを保管するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。